

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 5 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 9 月 1 7 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 6 年 9 月 6 日柳井市柳井 9 6 1 番地 1 において発生した草刈り作業中の物損事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 1 8 8, 5 5 1 円を支払うものとする。

報告第 15 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 25 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 9 月 19 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 6 年 9 月 6 日柳井市柳井 9 6 1 番地 1 において発生した草刈り作業中の物損事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 87,874 円を支払うものとする。